

東京高検黒川弘務検事長の定年延長を行った閣議決定を直ちに撤回することを求め、国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対する会長声明

## 1 はじめに

検察庁法22条は、「検事総長は、年齢が65年に達した時に、その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官する。」と定め、同法に定年延長の規定はない。

東京高検の黒川弘務検事長は、「その他の検察官」に該当し、本年2月7日に退官予定であった。

ところが、安倍晋三内閣は、本年1月31日の閣議で、定年延長について定める国家公務員法81条の3第1項を根拠に黒川検事長の定年延長を決定した（以下「本件閣議決定」という）。

しかし、本件閣議決定は、検察庁法22条に違反するばかりでなく、三権分立に反し、法の支配の観点からも問題がある上、検察権行使に対する国民の信頼を大きく揺るがすものであり、到底認容できない。

## 2 本件閣議決定が検察庁法22条に違反すること

### (1) 検察庁法22条が国家公務員法の特例であること

検察庁法32条の2は、「この法律第15条、第18条乃至第20条及び第22条乃至第25条の規定は、国家公務員法附則第13条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする。」と定め、上記検察庁法22条が検察官の職務と責任の特殊性に基づく国家公務員法の特例であることを明確にしている。

したがって、国家公務員の定年退職を定めた国家公務員法81条の2及び同条を前提にする同法81条の3第1項が検察官に適用される余地ない。

### (2) 国会審議において、確認されていること

検察官に国家公務員法に基づく定年延長が適用されないことは、国家公務員の定年制度（国家公務員法81条の2～同条の5）を導入した際の国会審議においても明らかにされている。すなわち、1981年当時の国会審議において、人事院が検察官にはこの規定は適用されないことを説明し（政府見解。1981年4月28日衆議院内閣委員会）、これを踏まえて法案が可決成立している

のである。

3 本件閣議決定が三権分立に反し、法の支配の観点から問題があること

安倍首相は、本年2月13日の衆議院本会議で、上記政府見解の存在を認めたと上で、安倍内閣として閣議決定で解釈を変更したことを明言して、本件閣議決定が適法である旨説明している。しかし、上記のとおり検察官には国家公務員法81条の3が適用されないことは、国会審議で確認され、長年継続してきた政府見解でもあった。これを時の内閣の都合で国会審議も経ずに変更することは、国会の立法権を軽視するもので、三権分立に反する上、法の支配の観点からも問題があると言わざるをえない。

4 本件閣議決定が検察権行使に対する国民の信頼を大きく揺るがすこと

検察庁は、「検察の理念」として「厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う」ことを掲げている。そして、刑事司法の一翼を担い、強大な捜査・訴追権限を有し、時には権力者の犯罪をも捜査対象とする検察官が、政治権力から独立していることは、その信頼の根源である。

しかし、本件閣議決定は、このような検察官の人事に不当に介入する問題であると一般社会から受け止められ、検察官の政治権力からの独立性に疑念を生み出すものである。このような事態は、不偏不党を旨とする検察権の行使に対する国民の信頼を大きく揺るがすものである。

5 国家公務員法等の一部を改正する法律案も問題があること

上記のとおり、本件閣議決定は問題があると言わざるを得ない中で、政府は3月13日、国家公務員法等の一部を改正する法律案（検察庁法の一部改正を含む）を国会に提出した。

同改正案によると、検察官の定年を63歳から65歳に段階的に引上げ、63歳になった者は、原則として最高検次長検事、高検検事長、検事正という役職に就任できなくなるところ、「内閣」が「職務遂行上の特別の事情を勘案し（中略）内閣が定める事由があると認めるとき」に該当すると判断すれば、特例措置として63歳以降もこれらの地位を続けさせられることになっている。

すなわち、改正案では、内閣による検察官の人事への介入が可能になり、上記のとおり強大な捜査・訴追権限を有し、時には権力者の犯罪をも捜査対象とする検察官の独立性・公平性が担保されている検察庁法の趣旨が根底から揺る

がされることになる。

## 6 結語

当会は、検察庁法22条に違反するばかりでなく、三権分立に反し、法の支配の観点からも問題がある上、検察権行使に対する国民の信頼を大きく揺るがすものである本件閣議決定、及び、同様の問題を有する国家公務員法等の一部を改正する法律案のうち、検察官の定年ないし勤務延長に係る「特例措置」に係る部分の撤回を求める次第である。

2020年（令和2年）4月7日

茨城県弁護士会

会 長 小 沼 典 彦